

議案第50号

大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田原市営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 照明設備及び浴槽が設置されている場合の利便性係数は、上記の利便性係数に0.09を加算した数値とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。